## Ｑ１　どうして条例を作るの？

自転車は環境負荷もなく、健康増進にも役立つ交通手段であり、通勤、通学や買物など様々な用途に利用され、県民の生活に密着しています。

しかし、自転車に関連する事故の多発、一部の自転車利用者による危険な運転、歩行者等の妨げとなる自転車の放置等が社会的な問題となっています。

そこで、交通ルールの習得や点検整備の実施といった自転車利用者が守るべき事項を明らかにするとともに、行政、事業者、家庭など、関係者の役割を明らかにして、自転車の安全で適正な利用を社会全体で促進することとしました。

## Ｑ２　どんな意見を出せばいいのですか？

道路交通法等の法令を守ることはもちろんですが、本条例案では、交通事故防止や自転車マナーの向上のみならず、より安全で安心できる自転車利用環境をつくり、徳島県全体で自転車安全利用先進県を目指すこととしています。

条例案には「自転車利用者の責務」「自転車事故防止に関する知識の習得」「自転車乗車時のヘルメット着用」「左側路側帯の通行」「障がい者等の歩行者が頻繁に通行する歩道では、自転車を押して歩く」ことなどを盛り込んでいます。

この条例案の内容に対して、検討する必要がある事項や、具体的なご意見、ご提案等をお寄せください。

ご意見をお寄せいただくに当たって様式は自由ですが、氏名、住所、電話番号の記入をしてください。また、意見提出用紙を用意いたしましたので、ご利用ください。

※ご意見をお寄せくださった方に後日、募集結果を郵送でご報告します。

※計画の内容は、下部「パブリックコメント関係資料」を参照してください。

## Ｑ３　提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、条例の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては条例に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。